

附属第 I 編 東日本大震災復興交付金基金事業実施要領

(通則)

第 1 条

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する特定市町村及び特定都道府県（以下「特定地方公共団体」という。）が、法第 78 条第 3 項に規定する復興交付金のうち国土交通省所管事業に係るもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成 24 年 1 月 6 日付け、府復第 3 号・23 文科政 54 号・厚生労働省発会 0106 第 3 号・23 予 633 号・国官会第 2357 号・環境政発第 120106002 号通知。以下「制度要綱」という。）第 8 に規定する基金に交付するものに限る。以下「交付金」という。）の交付を受けて基金（以下「復興交付金基金」という。）を造成し、当該復興交付金基金を活用することにより、法第 77 条第 1 項に規定する復興交付金事業計画（以下単に「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第 78 条第 1 項に規定する復興交付金事業等のうち国土交通省所管事業に係るもの（制度要綱第 8 に規定する基金を造成して実施する事業等に限る。以下「復興交付金事業等」という。）を実施するにあたっては、法、東日本大震災復興特別法施行令（平成 23 年政令第 409 号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年内閣府令第 69 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び制度要綱、東日本大震災復興交付金基金交付要綱本編（平成 24 年 1 月 16 日付け国官会第 2412 号。以下「本編」という。）、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領（平成 24 年 1 月 13 日付け、府復第 4 号・23 文科政 56 号・厚生労働省発会 0106 第 4 号・23 予 634 号・国官会第 2358 号・環境政発第 120106001 号通知。以下「基金管理運営要領」という。）その他の関連通知のほか、この要領の定めるところによるものとする。

(事業期間)

第 2 条

復興交付金事業等の事業期間は、復興交付金事業計画に記載された計画期間とする。

(復興交付金事業等)

第3条

復興交付金事業等は、本編第6条に規定する事業とする。

(復興交付金基金の取崩額)

第4条

- 1 特定地方公共団体は、交付要綱第7条第1項の規定により交付された交付金により造成した復興交付金基金について、復興交付金事業計画に掲げる復興交付金事業等に要する費用に充てる場合に限り、これを取崩すことができるものとする。
- 2 復興交付金事業等に充てる毎年度の復興交付金基金の取崩額は、特定地方公共団体ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省取崩限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省取崩限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち制度要綱別表D-1からD-23までに掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）に係る当該年度の取崩額算定の基礎額の合計額

Y：制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等（以下単に「効果促進事業等」という。）に係る当該年度の取崩額算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省取崩限度額の算定に用いる復興交付金事業等ごとの取崩額算定の基礎額の算定方法については附属第II編に定める「復興交付金事業等及び取崩額の算定方法」によるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m \left(A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2} \right)$$

A_i ：事業*i*の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ。）

α_i ：事業*i*に係る基本充当率

a_i ：事業*i*の当該年度の事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者（民間事業者等）が負担する額

m ：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B j : 事業 j の当該年度の事業費
β j : 事業 j に係る充当率 (8 / 1 0)
n : 事業の数

- 3 要素事業 (復興交付金事業計画に記載された個々の基幹事業又は効果促進事業等をいう。以下同じ。) に対する毎年度の復興交付金基金の取崩額は、次に掲げる式により算出された額 (以下「要素事業取崩限度額」という。) を超えないものとする。

$$\text{基幹事業に係る要素事業取崩限度額} = (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \alpha_i - a_i}{2})$$

A i : 事業 i の当該年度の事業費
α i : 事業 i に係る基本充当率
a i : 事業 i の当該年度の事業費のうち国及び特定地方公共団体以外の者 (民間事業者等) が負担する額

$$\text{効果促進事業等に係る要素事業取崩限度額} = B_j \times \beta_j$$

B j : 事業 j の当該年度の事業費
β j : 事業 j に係る充当率 (8 / 1 0)

(復興交付金事業等の事業の中止又は廃止)

第 5 条

復興交付金事業者 (復興交付金基金を取崩して復興交付金事業等を実施する特定地方公共団体をいう。以下同じ。) は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等中止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。

(要素事業の完了予定期日変更等)

第 6 条

復興交付金事業者は、要素事業が予定の期間内に完了しない場合又は要素事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告してその指示を受けなければならないものとする。

(復興交付金事業等の遂行)

第 7 条

復興交付金事業者は、法令の定め、制度要綱、本編、基金管理運営要領及びこの要領に従い、善良な管理者の注意をもって復興交付金事業等を行わなけれ

ばならず、いやしくも復興交付金基金の取崩額の他の用途への使用をしてはならない。

(復興交付金事業等の実施)

第8条

- 1 復興交付金事業者は、復興交付金事業等の実施にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保するよう努めるものとする。
- 2 復興交付金事業者は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て当該事業の完了後これと同種の他の復興交付金事業等に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に係る復興交付金基金の取崩額相当額を算出し、その額を国庫に納付するものとする。
- 3 復興交付金事業者は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を当該年度の事業費の実績額から控除される場合があるものとする。
- 4 復興交付金事業等について、復興交付金事業者に次に掲げる剰余金、収入又は収益（以下「収益等」という。）が生じたときは、取崩額の範囲内で、当該収益等の額に、当該収益等が生じた要素事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。
 - イ 港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の5の規定に基づく港湾環境整備負担金収入
 - ロ 沈没船等処理又は廃棄物埋立護岸の整備に関して生じた収益
- 5 復興交付金事業等に係る消費税仕入控除税額に相当する額は、復興交付金基金の取崩額の確定に当たっては、取崩額を充てた要素事業の当該年度の事業費の実績額から減額するものとする。復興交付金基金の取崩額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなったときは、その額に、当該事業に係る充当率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

- 6 復興交付金事業者は制度要綱第2第2項(5)に規定する市街地復興効果促進事業の細要素事業(市街地復興効果促進事業の用途の内訳として施行する個々の事業をいう。)の実施に当たっては、当該事業に着手する前に、当該事業の用途内訳を定め、国土交通大臣に協議するものとする。
- 7 復興交付金事業者は、前項に規定する書類の提出をもって、市街地復興効果促進事業に着手することができるものとする。ただし、国土交通大臣は、市街地復興効果促進事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、前項に規定する書類につき修正を加えることができるものとし、復興交付金事業者は、当該修正の有無について回答を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手するものとする。
- 8 特定地方公共団体は、間接補助事業者(特定地方公共団体が復興交付金基金を取崩してその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金を交付する復興交付金事業等を実施する団体等をいう。以下同じ。)に間接補助金の交付の決定をするときは、第1項から第5項までに掲げる条件並びに第18条及び適正化法第22条の規定に準ずる条件を附するとともに、復興交付金基金を取崩したときには、当該取崩額に係る補助金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付するものとする。

(状況報告)

第9条

復興交付金事業者は、国土交通大臣の定めるところにより、復興交付金事業等の遂行の状況に関し、内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に報告しなければならない。

(復興交付金事業等の遂行等の命令)

第10条

- 1 国土交通大臣は、復興交付金事業者が提出する報告等により、その者の復興交付金事業等が当該復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該復興交付金事業等を遂行すべきことを命ずることができる。
- 2 国土交通大臣は、復興交付金事業者が前項の命令に違反したときは、その

者に対し、当該復興交付金事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第11条

復興交付金事業者は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等が完了したとき（復興交付金事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、復興交付金事業等の成果を記載した実績報告書を内閣総理大臣を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定等)

第12条

国土交通大臣は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等の完了又は廃止に係る復興交付金事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る復興交付金事業等の成果が当該復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定し、当該復興交付金事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条

- 1 国土交通大臣は、各年度の復興交付金事業計画に記載された復興交付金事業等の完了又は廃止に係る復興交付金事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る復興交付金事業等の成果が復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該復興交付金事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該復興交付金事業者に対して命ずることができる。
- 2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う復興交付金事業等について準用する。

(決定の取消)

第14条

- 1 国土交通大臣は、復興交付金事業者が、復興交付金基金の取崩額の他の用途への使用をし、その他復興交付金事業等に関して当該復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く国土交通大臣の処分に違反したときは、当該復興交付金基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 国土交通大臣は、間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他復興交付金事業等に関して当該復興交付金事業等を実施するために造成した復興交付金基金への交付金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く国土交通大臣の処分に違反したときは、当該復興交付金基金への交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 前項の規定は、復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 本編第10条の規定は、第一項の規定による取消をした場合について準用する。

(国庫への納付)

第15条

国土交通大臣は、復興交付金事業者に復興交付金事業等に充てるべき復興交付金基金の取崩額を確定した場合において、すでにその額をこえる額が復興交付金基金から取崩されているときは、期限を定めて、その国庫への納付を命じるものとする。

(理由の提示)

第16条

国土交通大臣は、復興交付金事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は復興交付金事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該復興交付金事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条

復興交付金事業者は、復興交付金事業等により取得し、又は効用の増加した

財産を、国土交通大臣の承認を受けないで、復興交付金事業等の実施の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(復興交付金事業等の経理)

第18条

復興交付金事業者は、基金管理運営要領に定めるところにより、復興交付金事業等について経理を明らかにする帳簿を作成し、保存しなければならない。

(復興交付金基金の残余额の報告)

第19条

特定地方公共団体の長は、復興交付金事業等が全て終了した場合、復興交付金事業計画の期限が到来した場合又は災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業及び市街地復興効果促進事業を除く全ての復興交付金事業等が終了した場合は、復興交付金基金の残余额を内閣総理大臣を經由して国土交通大臣に報告しなければならない。

(監督等)

第20条

国土交通大臣は特定地方公共団体に対し、特定地方公共団体の長は当該特定地方公共団体が補助する間接補助事業者に対し、それぞれその施行する復興交付金事業等に関し、適正化法その他の法令及びこの要領の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する復興交付金事業等の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(その他)

第21条

この要領に定めるもののほか、復興交付金事業等の実施にあたって必要な事項は、別に定める。